

「水質基準に関する省令」等の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成20年12月22日

厚生労働省健康局水道課

「『水質基準に関する省令』等の一部改正案」について、平成20年6月13日から7月12日まで御意見を募集したところ、計8件（うち、水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正案に関するものは、6件、水質基準に関する規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正案に関するものは、2件）の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は次のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

「水質基準に関する省令」等の一部改正案に関する意見募集の結果について

1 水質基準に関する省令及び水道法施行規則改正に関する御意見

番号	御意見	当省の考え方
001	<p>[意見] 水質基準の改正は行わず、「有機物（全有機炭素（TOC））の量」を水質管理目標設定項目に加え、目標値を「3mg/L以下であること。」とする。</p> <p>[理由] TOCの水質基準見直しの背景として、「TOC濃度と総トリハロメタン濃度の関係式から、総トリハロメタンの基準値0.1mg/Lに相当するTOC濃度は、1.5～2.72mg/L。」との記述があるが、トリハロメタン濃度は、有機物濃度だけではなく、水温や塩素との接触時間、塩素注入率、PH値などの因子に依存する。 北海道東部に位置する当事業体のように、1年を通して気温が低いところでは、原水のTOCやトリハロメタン生成能が高くとも、生成するトリハロメタン濃度が低く、この関係式には当てはまらない場合もある。当事業体の過去の検査結果では、浄水のTOCが3mg/Lを超えた場合でも、末端の給水栓水の総トリハロメタン濃度は基準値の6割以下であった。 トリハロメタン類は既に基準項目として設定されており、TOC自体は人の健康に害を与えるものではないため、水質管理目標設定項目にTOCを設け、3mg/Lを目標値としてよいのではないか。</p>	<p>TOCに係る現行の水質基準値は、平成15年4月の厚生科学審議会答申において、過マンガン酸カリウム消費量10mg/Lに相当するTOCの値として設定されたものであり、同答申において、データの蓄積状況に応じて適宜改訂されるべきとされていたものです。今回の改正は、このことを踏まえ、総トリハロメタン対策に主眼を置いて基準設定を行ったものではなく、主としてかつての過マンガン酸カリウム消費量基準10mg/L以下の水と同等の水質を確保するために、TOCとしてどのような基準設定とするのが妥当かという観点から検討を行った結果ですので、水質基準として設定することが適切と考えます。</p>
002	<p>【意見1】水道水質基準にクロルピクリンを入れるべきである。 【理由】 1、クロルピクリンは、土壌くん蒸剤として年間約1万トン使用されており、施用後の不適切な被覆による大気汚染が原因で周辺住民の健康被害が絶えないうえ、水道水や井戸水に検出され、人が健康被害を受ける事例がある。 本年の2例では、07年秋に被害が届けられたが、原因が判明するのに、数か月を要した。 水質基準があれば、分析が実施され、もっと早く、原因が究明できたと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・94年3月、宮崎県串間市簡易水道にクロルピクリンが混入し、人の被害が明らかになった。 ・03年3月、栃木県太田市で農薬クロルピクリンが井戸水を汚染し、人の被害が明らかになった。 ・08年1月、秋田県潟上市で農薬クロルピクリンが井戸水を汚染し、人の被害が明らかになった。 ・08年3月、新潟市で農薬クロルピクリンが井戸水を汚染し人の被害が明らかになった。 <p>2、水源に含有される恐れのあるフミン酸の塩素処理でクロルピクリンが生成する。</p> <p>【意見2】農薬を任意実施項目の水質管理目標設定項目でなく、実施義務と情報公開義務のある水質基準にすることが重要である。</p> <p>【意見3】農薬については、まず、ヨーロッパ並みの、単一農薬0.1μg/L、全農薬0.5μg/Lを水質基準として採用すべきである。</p> <p>【意見4】水質基準にない農薬（その他の化学物質、その他の項目にも準用）について、水道受給者が水道事業者に水質検査を求めることができるような申立て制度を作るべきである。</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見	当省の考え方
003	<p>水質基準改正に伴う、厚生省令第15号、第14号、厚生省告示第45号、第111号については、別途意見を募集することになっておりますが、その時点では、遅きに失することになるかもわかりませんので、今回意見を申し上げます。</p> <p>有機物（全有機炭素（TOC）の量）（以下TOCと略す）の水質基準値を現行の「5mg/ℓ以下であること」から「3mg/ℓ以下であること」に改める件につき、以下に意見を申し上げます。</p> <p>水質基準値が「3mg/ℓ以下」に改正された場合、従来の考え方によりますと「水道施設の技術的基準を定める省令」、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の内、給水装置の末端」については、自動的に水質基準の1/10である「0.3mg/ℓ以下」に改められることとなります。</p> <p>しかしながら現在まで、複数の水質検査機関で水質試験を行っていますが、浸出用液でのTOC測定値（空試験）が0.3mg/ℓに近いものあるいは越えている場合があることから、もし上記省令が水質基準の1/10（0.3mg/ℓ）に改正された場合、分析精度が問題になると思われます。</p> <p>つきましては資機材材料基準に関しては現行の「0.5mg/ℓ以下」としていただきたくお願い申し上げます。</p> <p>なお、省令改正にあたりましては、水道法第20条第3項の規定「厚生労働大臣の登録を受けたもの（登録機関）」の分析精度を十分に調査して戴きますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
004	<p>[意見] 「シスー1， 2－ジクロロエチレン及びトランスー1， 2－ジクロロエチレン」という項目名ではなく「1， 2－ジクロロエチレン」という項目にするべきである。</p> <p>[理由] 1， 2－ジクロロエチレンにはシス体及びトランス体しか存在しないため、 「1， 2－ジクロロエチレン」という項目名で十分にシス体及びトランス体の両方の意味を示すことができるため。また、それぞれ別の項目として濃度を求めるのではなく、最終的に合計として求めるため、個別の濃度としては重要視されていないため。 検査方法でシス体及びトランス体の測定を行うことを明記するだけでよいと思われる。</p> <p>（農薬項目でエンドスルファンをα， βと分けて測定することを求められているが、あくまでも項目名としてはエンドスルファンでまとめられている。）</p>	<p>水質検査結果は、過去からの濃度推移等を評価する場合などがあり、検査項目名はなるべく過去の呼称を継続すべきものと考えております。</p>
005	<p>TOCの基準値を改正する件に関連して、平成15年の水道水質基準項目改正以降に水質管理目標設定項目中の「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」について得られた知見と、今後の取り扱いの方向性についてどのように検討されているか御教示いただけますでしょうか。</p>	
006	<p>（水質管理目標設定項目の一部改正案に関するパブリックコメントとして寄せられたご意見ですが、「水質基準に関する省令」等の一部改正案に関するご意見として取り扱うことが適切と考え、こちらに記載しております。）</p> <p>水質管理目標設定項目の過マンガン酸カリウム消費量については、相当数の事業者がTOCとの換算のみが目標設定の目的であると誤解して、省力化のために検査を省略し、数値評価が行われておりません。 今回の水質基準改正案では、数値の換算に一応の決着がつかますが、同様に水質管理目標についても、“公式な”換算値を提示し、TOCでの検査に完全移行すべきと考えます。</p>	<p>過マンガン酸カリウム消費量とTOCの関係については、低濃度域ではあまり相関が高くなく、過マンガン酸カリウム消費量3mg/Lに相当するTOCの濃度については、現時点では設定は困難と考えておりますので、この水質管理目標については変更は予定しておりません。</p>

2 検査方法に関する御意見

番号	御意見	当省の考え方
001	<p>[意見] 個別に求められた「シスー1, 2-ジクロロエチレン」及び「トランスー1, 2-ジクロロエチレン」について、「シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン」の濃度として換算（合算）する文面を別表第14及び第15の改正案に明記すべきである。</p> <p>[理由] 個別の濃度を求める部分だけの記載であり、その後の処理（合計をして求める等）の記載がないため。</p>	<p>水質基準項目の名称において、シスー1, 2-ジクロロエチレン、トランスー1, 2-ジクロロエチレンそれぞれの濃度の和であることを明確に伝えるため、「シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン」としていることから、改めて規定する必要はないものと考えます。</p>
002	<p>1 分析法 別表第15 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法</p> <p>2 変更理由と箇所 (1) 現在は、ポリテトラフルオロエチレンシート面を有するセプタムが販売されているため、そのセプタムについての文章を追加する。 (2) 「塩化ナトリウムを全て溶解させる」を明記し、検査結果のばらつきの可能性を低くする。</p>	<p>(1) ご意見のあった器具について、現行告示の規定により使用可能ですので、改めて告示に規定する必要はないものと考えます。</p> <p>(2) 試験溶液の不均一性を防ぐため、添加した試薬を十分に溶解させることは当然のことであり、改めて告示に規定する必要はないものと考えます。</p>